

## 【施策13】 生活安全

～生活に身近な安心を実感できるまち～

- ◆展開方向01 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
- ◆展開方向02 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。

展開方向01	1 交通安全推進事業費	45
	2 自転車総合政策推進事業費	47
	3 交通安全協会補助金	49
	4 街頭犯罪防止事業費	51
	5 暴力団排除条例関係事業費	53
	6 犯罪被害者等支援事業費	55
	7 防犯協会等補助金	57
展開方向02	1 計量器検査関係事業費	59
	2 消費生活相談事業費	61
	3 消費生活啓発事業費	63
	4 多重債務者対策関係事業費	65
	5 消費者行政活性化事業費	67
	6 市場活性化対策事業費	69
	7 定期検査等委託事業費	71
	8 施設維持管理事業費(消費生活センター)	72
	9 施設整備事業費(地方卸売市場)(債務負担分を含む。)	73
	10 施設維持管理事業費(地方卸売市場)	74

(このページは白紙です)

# 平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	交通安全推進事業費	10AY
根拠法令	交通安全対策基本法	
個別計画	尼崎市交通安全計画(評価:無)	
事業開始年度	昭和46年度	
施策	13 生活安全	

事業分類	法定事業(裁量含む)
会計	01 一般会計
款	10 総務費
項	05 総務管理費
目	05 一般管理費

施策の展開方向	(13-1) 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組む。		
局	危機管理安全局	課	生活安全課
所属長名	仁尾 克己		

## ①事業概要

事業実施趣旨	本市においては、人身事故件数は減少傾向にあるものの、依然として毎年2,000人を超える交通事故死傷者数が発生している状況を踏まえ、交通事故の撲滅を図るため、交通安全教育及び交通安全思想の普及・啓発活動を実施していく。
対象(誰を-何を)	市民
求める成果(どのよな状態にしたいか)	段階的かつ体系的な交通安全教育を行うほか、広く市民に対し、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通安全意識の向上と交通安全マナーを身につけることにより、交通事故のない尼崎を目指す。
事業概要	交通安全対策基本法に基づき、交通安全教育及び交通安全に関する啓発活動を推進することにより、交通安全思想の普及・浸透を図る。
実施内容	<p>広く市民に対し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、以下の事業を実施。</p> <p>(1)交通安全教育事業          ・地域幼児交通安全教室の実施(うさちゃんクラブ:3歳から就学前の子どもとその保護者)          平成27年度:11回 499人 平成28年度:12回 424人          ・年齢に応じた交通安全教室を申込み制で実施(未就学児向け、小・中・高生向け、高齢者向け等)          平成27年度:230回 22,280人 平成28年度:220回 19,568人          ・交通安全教育を指導者自ら実施出来るよう、保育士及び幼稚園教諭に対し、交通安全指導者養成セミナーを実施。また、各公立小中学校に交通安全リーダーを設置し、研修会を実施。</p> <p>(2)交通安全指導事業          ・高齢者や地域の交通安全意識の向上を図るため、高齢者交通安全指導員を委嘱し研修会を実施。          ・自転車安全運転の日には、警察と協力し、同指導員とともに啓発キャンペーンを実施。</p> <p>(3)自転車運転免許推進事業          ・参加・体験・実践型を主とする自転車安全教室を警察と連携して実施し、自転車運転免許証等を交付          平成27年度:88回10,534人(うち免許証等交付3,410人)、平成28年度:79回10,113人(うち免許証等交付3,473人)</p> <p>(4)交通安全運動事業          ・四季の交通安全運動・・・市報での広報、警察等主催のキャンペーンへの協力、啓発チラシの回覧等          ・交通安全功労者の表彰・・・平成27年度:5団体 6人 平成28年度:4団体 6人          (5)交通安全マーク設置事業・・・平成27年度:塗りなおし56ヶ所 平成28年度:塗りなおし56ヶ所          (6)第10次交通安全計画策定事業          交通事故のない尼崎を目指し、交通安全対策基本法に基づき、第10次尼崎市交通安全計画を策定。</p>

## ②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,285	1,213	1,462	
需用費	692	596	846	交通安全啓発グッズ等
役務費	27	29	24	保険料
委託料	412	470	481	交通安全マークの設置等委託
備品購入費	137	110	61	交通安全教育用備品等
その他	17	8	50	旅費、使用料及び賃借料
人件費 B	24,794	25,985	25,904	
職員人工数	2.41	2.35	2.32	
職員人件費	19,099	18,795	18,418	
嘱託等人件費	5,695	7,190	7,486	
合計 C(A+B)	26,079	27,198	27,366	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	26,079	27,198	27,366	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市内の自転車関連事故数(「目標・実績」欄は暦年で表記)							単位	件	
目標・実績	目標値	868	達成年度	29年度	26年度	1,009	27年度	896	28年度	825

28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	昨年に比べ、71件減少し、目標を達成したが、更なる事故件数の減少を目指す。
-----------------	---	---------------------------------------

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	昭和46年以降、尼崎市交通安全計画を策定し、継続して交通安全教育を推進してきた結果、近年人身事故件数は減少傾向にあり、本市の施策についても一定の成果が現れていると考える。しかしながら、本市は平坦で自転車が利用しやすい土地であることもあり、自転車関連事故が多く、自転車関連事故対策をはじめ、継続した交通安全教育が必要である。
---------	---

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
見直し必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	交通安全思想を広めるもので、受益者負担という観点は馴染まない。

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	各自治体の地域性や人口規模など、各都市における交通状況が著しく異なることから、単純に比較することは困難であるが、本市は従来より交通安全教育に力点を置いて地道に教育・啓発を行っており、大きな強みであると考えている。しかしながら、県内他市と比較して、本市は人身事故に占める自転車関連事故の割合が高く、更に自転車に関するルールやマナーの徹底が必要であると考える。
---------------	--

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	交通安全思想の普及・啓発は、市が責任を持って行うべき施策であり、当該事業については、今後も施策の立案等事業の根幹に関わる部分について、市職員が担うべきであると考えているが、将来的には交通安全教室を学校や団体でそれぞれに取り組んでいけるような体制づくりを行う。なお、小規模事業者を対象とした交通安全教育については現在委託している。																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像			○			交通安全教育の推進については、市のみならず、学校、地域等がそれぞれの役割分担を果たす中で、連携協力して粘り強く施策を実施していく必要がある。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像			○																							

## ⑧総合評価

総合評価	拡充	<p>当該事業については長年にわたり、市、警察、交通安全協会、地域等との連携の下、幅広い世代を対象に推進してきた。その結果、近年では人身事故件数は減少傾向にある。一方で本市の地域性もあり人身事故に占める自転車関連事故の割合が高い水準で推移しており、自転車関連事故の減少が引き続き重要な課題であるといえる。それに加えて、交通事故による死者の約7割が高齢者であり、高齢者の交通ルール遵守やマナーの向上に向けた取組もまた必要である。</p> <p>自転車関連事故減少に向けた取組としては、平成29年度は小中高生の自転車に関する交通ルール・マナーの習熟度に基づいた交通安全教室の実施や尼崎市自転車のまちづくり推進条例に基づく、自転車利用者に対する交通安全指導を実施する。平成30年度はそれらに加え、さらに自転車関連事故マップを更新する。</p> <p>高齢者の事故対策としては、平成29年度は高齢者向け交通安全教室の充実や自動車運転免許証の自主返納促進に向けた取組を実施する。平成30年度は平成29年度中の高齢者向け交通安全教室の実績をふまえながら、より効果的な施策を検討していく。</p>
------	----	---

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	現在ほぼ達成している自転車教室の全校実施を継続するほか、各学校に設置した交通安全リーダーにより、市内公立小中学生への日常的な交通安全教育の実施を継続する。また、交通安全知識の向上に向け、交通ルールやマナーの理解度について分析を行い、その理解度に応じた交通安全教育を実施するとともに、年齢によって特性や事故の特徴が異なることから、年齢別に重点を絞った啓発を実施する。今後も自転車関連事故マップについて市報やホームページ等で一層広報していくとともに、学校等に配布し、通学路の安全点検時に保護者等とともに確認するなど、これまで以上の活用を図る。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	自転車総合政策推進事業費	10BB	事業分類	ソフト事業
根拠法令	自転車活用推進法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	10 総務費
事業開始年度	平成28年度		項	05 総務管理費
施策	13 生活安全		目	05 一般管理費

施策の展開方向	(13-1) 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組む。			
局	危機管理安全課	生活安全課	所属長名	仁尾 克己

①事業概要

事業実施趣旨	自転車関連の交通事故や犯罪(自転車盗難や自転車乗車時のひったくり)被害といった課題の解決を引き続き推進するとともに、自転車を利用しやすいことをまちの強みと捉え、環境や健康面等における自転車のもつメリットを最大限に活かすといった観点から、自転車総合政策を推進する。
対象(誰を・何を)	市民等
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民一人ひとりが、生活の中で安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまち
事業概要	自転車を利用しやすいことをまちの強みと捉え、市民一人ひとりが、生活の中で安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進する。
実施内容	<p>自転車総合政策推進のため平成27年度に設置した、庁内関係部署による「尼崎市自転車総合政策推進プロジェクトチーム」において検討を行ったほか、以下の事業を実施。</p> <p>(1)尼崎市自転車フォーラム開催事業 市民にあらためて自転車の楽しみ方、魅力、利用する上でのマナー等を認識していただき、また、未来に向けて市民が自転車とどのように関わっていくかについて、ともに考えるため、平成28年7月23日(土)、ベイコム総合体育館で「尼崎市自転車まちづくりフェスタ2016」を実施(参加者260人)</p> <p>(2)尼崎市自転車のまちづくり推進条例等検討事業 推進手段として、尼崎市自転車のまちづくり推進条例を制定(公布:平成29年3月9日、施行:同年10月1日)</p> <p>(3)尼崎市自転車総合キャンペーン 平成28年11月29日(火)にJR立花駅周辺及び本庁北西で実施</p> <p>(4)尼崎市自転車活用施策検討事業 自転車の活用につながる中・長期的な施策を検討(検討施策例①自転車のまちづくりを推進する民間事業所等の表彰制度、②コミュニティサイクル)</p> <p>(5)兵庫県との連携 平成27年度から自転車のまちづくり事業に取り組み始めた兵庫県と連携して取組を進めた。(ひょうご自転車のみならず自転車におけるモデル市(県内で1市町。平成29~30年度)に本市を選定)</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	0	1,069	8,419	
報償費		257	238	講師等報償費
需用費		332	1,118	ポスター、チラシ、啓発物品等
委託料		270	5,666	スクエアード・ストレイト業務委託
使用料及び賃借料		129	1,288	フォーラム会場使用料
その他		81	109	旅費等
人件費 B	0	16,077	30,306	
職員人工数		1.94	3.54	
職員人件費		15,482	28,137	
嘱託等人件費		595	2,169	
合計 C(A+B)	0	17,146	38,725	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金			700	ふるさと創生推進事業補助金(補助率1/3)
市債				
その他				
一般財源	0	17,146	38,025	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市民が、生活の中で、安全に、安心して、快適に自転車を利用できていると感じる割合	単位	%
目標・実績	目標値 90	達成年度	30年度
		26年度	—
		27年度	—
		28年度	40.7

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った	平成28年度時点では70%を目標としていたが、下回った。
-----------------	---	------------------------------

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本市の自転車のまちづくりを推進することを目的に、自転車関連の交通事故や犯罪(自転車盗難や自転車乗車時のひったくり)被害といった自転車に関する課題の更なる解決を図るとともに、自転車が持つ交通利便性のみならず様々な魅力を高めていくため、自転車施策を総合的かつ計画的に実施する必要がある。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	自転車政策の推進を行うもので、受益者負担という考え方は馴染まない。
-----------------	--	-----------------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	(2) 尼崎市自転車のまちづくり推進条例等検討事業 自転車条例(放置自転車対策のみは除く)を制定している自治体 ①兵庫県下における条例制定市…伊丹市及び宝塚市 ②その他都市…堺市、高槻市、京都市をはじめ約60の自治体が制定 (4) 尼崎市自転車活用施策検討事業 国において、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする自転車活用推進法が成立(公布:平成28年12月16日、施行:平成29年5月1日)
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	当該事業は、庁内関係部署と連携し、総合的に進める事業であり、他にも市民、事業者、有識者等との調整などが多岐に渡るとともに、相互に関連しあうため、定型性が低く、公共性の高い事業である。また、平成28年度より開始した事業であることから、民間団体への委託化は馴染まないと考え。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E	内容
現状		●
将来像		○

⑧総合評価

総合評価	<p><b>拡充</b></p> 平成29年度は尼崎市自転車のまちづくり推進条例に基づき実効性のある取組を行うとともに自転車イベントの実施等により自転車利用に対する市民の意識を醸成することに加え(仮称)尼崎市自転車のまちづくり推進計画を策定し、平成30年度はこの計画に基づく施策を実施することにより、自転車のまちづくりを進める。もって市民が、生活の中で、安全に、安心して、快適に自転車を利用できていると感じる割合を高める。
------	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	本市の自転車のまちづくりを推進することを目的に、自転車関連の交通事故や犯罪(自転車盗難や自転車乗車時のひったくり)被害といった課題の更なる解決を図るとともに、自転車が持つ交通利便性のみならず様々な魅力を高めていくため、自転車施策を総合的かつ計画的に実施する必要がある。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	交通安全協会補助金	10BR	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	交通安全事業運営団体補助金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	10 総務費
事業開始年度	昭和45年度		項	05 総務管理費
施策	13 生活安全		目	05 一般管理費

施策の展開方向	(13-1) 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組む。			
局	危機管理安全課	生活安全課	所属長名	仁尾 克己

①事業概要

事業実施趣旨	本市においては、人身事故件数は減少傾向にあるものの、依然として毎年2,000人を超える交通事故死傷者が発生している状況にあるため、引き続き、交通安全思想の普及啓発活動や交通安全教育を行い、交通事故の防止を図っていくことが必要である。こうしたことから、警察との緊密な連携が可能であり、交通安全事業を推進している交通安全協会に対する支援を行い、連携した事業展開を図ることにより、より効果的な交通安全対策を実施していく。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、市民一人ひとりが交通安全の意識を徹底することを自らの課題として捉え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故のない尼崎を目指す。
事業概要	交通安全対策基本法に基づき、関係団体等と連携の下、交通事故の防止を図るため、交通安全思想の普及・啓発活動や交通安全教育を実施している交通安全協会へ補助を行う。
実施内容	<p>補助対象となる、市内3ヶ所の交通安全協会は、各種交通安全運動等の活動を通じて、交通安全思想の普及・啓発を行うため、以下の事業を実施している。</p> <p>主な事業内容                      (1)交通安全思想の普及・啓発活動                      (2)春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通事故防止運動等の各種運動の実施と啓発活動                      (3)交通ルール遵守とマナー向上のため各種交通安全の啓発活動と街頭指導</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	576	576	576	交通安全協会補助金
需用費	576	576	576	
人件費 B	476	428	1,268	
職員人工数	0.06	0.05	0.16	
職員人件費	476	428	1,268	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,052	1,004	1,844	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	1,052	1,004	1,844	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市内の自転車関連連事故数(「目標・実績」欄は暦年で表記)						単位	件		
目標・実績	目標値	868	達成年度	29年度	26年度	1,009	27年度	896	28年度	825
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 昨年に比べ71件減少し、目標を達成したが、更なる事故件数の減少を目指す。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本市においては、人身事故件数は減少傾向にあるものの、依然として毎年2,000人を超える交通事故死傷者が発生している状況にあるため、引き続き、交通安全思想の普及・啓発活動や交通安全教育を行い、交通事故の防止を図っていくことが必要である。こうしたことから、警察との緊密な連携が可能であり、交通安全事業を推進している交通安全協会に対する支援を行い、連携した事業展開を図ることにより、より効果的な交通安全対策を実施していく。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	各自治体の地域性や人口規模など各都市における交通状況が異なることから、単純に比較することは困難である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				
内容	補助金事業は、市が実施する事業であるため、市民との協働にはなじまない																								

⑧総合評価

総合評価	維持	地域における交通安全を確保するための交通安全広報・啓発活動などの交通安全対策については、関係団体等と連携して、継続して行っていく必要があり、今後とも市が支援していく。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	市内3交通安全協会と合同でキャンペーンを行うなど、交通安全協会同士でも協力し、事故のない尼崎を目指すため、市として今後も粘り強く、交通安全思想普及・啓発活動を支援していく必要がある。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	街頭犯罪防止事業費	IE13	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	10 総務費
事業開始年度	平成25年度		項	05 総務管理費
施策	13 生活安全		目	61 市民活動推進費

施策の展開方向	(13-1) 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組む。		
局	危機管理安全局	課	生活安全課
所属長名	仁尾 克己		

①事業概要

事業実施趣旨	本市の街頭犯罪認知件数は、県内でも高水準で推移していることから、犯罪の抑止や防犯意識の普及啓発を行い、地域の安全・安心を確保した社会の実現を図っていくことが必要である。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民一人ひとりが安全で安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを実現するため、警察等と連携し、防犯意識の普及啓発を行い、街頭犯罪の防止事業を積極的に展開することにより、街頭犯罪の防止を図る。
事業概要	兵庫県内でのひたたくり認知件数の割合が高い現状等を踏まえ、安全で安心な地域社会を実現するための事業を実施する。
実施内容	街頭犯罪防止のため、ひたたくり現場表示や可動式防犯カメラの設置運用等安全・安心なまちづくりのため、以下の事業を実施。 (1)地域安全対策事業 ・市制100周年記念尼崎市防犯フォーラム2016(平成28年9月25日実施 163人参加) ・街頭犯罪防止講座(4回 延べ83人参加) ・防犯カメラ設置補助事業の実施(29件補助) (2)ひたたくり防止事業 ・ひたたくり現場表示(表示箇所数:42箇所) ・ひたたくり撲滅キャンペーン(1回実施) ・ひたたくり防止実践啓発『ひたたくり防止の日』(8回実施) ・可動式防犯カメラ設置運用(市内12か所に設置) (3)自転車盗難防止事業 ・盗難防止啓発に係るチラシ・ポスターの掲示・配布(各警察署・交番・自転車販売店等)

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	10,136	10,417	11,620	
報償費	60	174	62	講師等報償費
需用費	2,097	1,943	3,565	防犯啓発グッズ等
委託料	5,570	5,508	5,508	可動式防犯カメラ設置運用委託
負担金補助金及び交付金	2,287	2,319	2,400	防犯カメラ設置補助
その他	122	473	85	旅費、使用料及び賃借料
人件費 B	22,047	23,856	21,155	
職員人工数	2.45	2.50	2.40	
職員人件費	19,416	19,966	19,065	
嘱託等人件費	2,631	3,890	2,090	
合計 C(A+B)	32,183	34,273	32,775	
C 国庫支出金	6,750			地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金
市債				
市債				
その他		1,424	1,280	市町村振興協会市町交付金
一般財源	25,433	32,849	31,495	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市内で発生したひたたくり認知件数及び自転車盗難認知件数 (「目標・実績」欄は、上段:ひたたくり認知件数、下段:自転車盗難認知件数。いずれも暦年で表記)		単位	件
目標・実績	目標値	0	達成年度	29年度
	2,437	150	26年度	71
		2,757	27年度	2,471
		42	28年度	2,256
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った ひたたくり認知件数は平成28年に初めて50件を下回り、各事業の効果が現れたと考える。自転車盗難についても、街頭犯罪認知件数に占める割合が高いため、継続して減少に努めていく。			

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本市におけるひたたくり件数は大幅に減少しているものの、街頭犯罪認知件数が高水準で推移していることを踏まえ、自転車盗難をはじめとする街頭犯罪の防止や防犯意識の普及啓発を行うことで安全・安心な社会の実現を図っていくことが必要である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 犯罪の抑止や防犯意識の普及啓発を行うもので、受益者負担という考え方は馴染まない。
-----------------	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	各自治体の地域性や人口規模、道路環境など、都市環境が著しく異なることから、単純に比較することは困難である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	当該事業は、警察や防犯協会等と連携して行う公共性の高い事業であり、また、平成25年度より開始した事業であることから、民間団体への委託は馴染まないと考え、受託可能な民間団体が現れ、業務実施の条件・環境が整えば、可能な範囲で委託化を検討する。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 引き続き、様々な分野で市民、警察、事業者等と連携して施策を実施していく。

⑧総合評価

総合評価	拡充	市民が安全で安心して暮らせるまちにするため、ひたたくりや自転車盗難といった街頭犯罪への対策を実施し、効果を上げてきたところであるが、より効果的に事業を実施するため、平成29年度は民間カメラの活用や市が設置する可動式防犯カメラの運用、地域防犯カメラ設置への県・市協調補助などを実施し、また各種啓発等を引き続き実施するほか、平成30年度以降も更なる地域防犯力の向上の取組を進めていく。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、自転車盗難など街頭犯罪の撲滅に重点をおき、市の防犯カメラと地域・民間等で設置する防犯カメラを連携させ効果を高めるとともに、自主防犯パトロール、地域の見守り活動など地域防犯力の高い地域コミュニティづくりを目指した戦略的な事業展開を実施していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	暴力団排除条例関係事業費	IE15	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市暴力団排除条例・尼崎市民の暮らしの安全を推進する条例		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	10 総務費
事業開始年度	平成24年度		項	05 総務管理費
施策	13 生活安全		目	61 市民活動推進費

施策の展開方向	(13-1) 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組む。		
局	危機管理安全	課	生活安全課
所属長名	仁尾 克己		

①事業概要

事業実施趣旨	安全で安心な市民生活の確保を目的とする「尼崎市暴力団排除条例」の施行に伴い、条例の趣旨等を広く市民等に周知する。
対象（誰を・何を）	市民等
求める成果（どのような状態にしたいか）	安全で平穏な市民生活及び本市における社会経済活動の健全な発展
事業概要	尼崎市暴力団排除条例の趣旨等を事業者のみならず、広く市民に周知・啓発する。また、尼崎市民の暮らしの安全を推進する条例をもとに、市民大会(暴力団追放、青少年健全育成、くらしの安全推進尼崎市民大会)を実施する。
実施内容	(1)暴力団排除条例の推進 暴力団と交際しない、暴力団を利用しない等の暴力団排除条例の趣旨を広く市民等に対して周知を図る。 啓発チラシの配布により広く市民等に条例の周知に努めた。 (2)市民大会の開催 明るく住み良い地域社会を形成するための市民大会(暴力団追放、青少年健全育成、くらしの安全推進尼崎市民大会)を開催し、大会宣言や基調講演などを行い、市民意識の高揚を図った。 日時：平成28年7月26日(火)午後2時から 場所：サンシビック尼崎 参加人数：360人 (3)暴力団排除推進講演会 日時：平成28年10月24日(月)午後2時30分から 場所：尼崎商工会議所 参加人数：33人

②事業費

(単位：千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	75	46	104	
報償費	0	0	24	説明会等講師謝礼
旅費	2	0	6	職員旅費
需用費	56	29	32	消耗品等
使用料及び賃借料	17	17	42	会場使用料
人件費 B	2,678	2,755	2,556	
職員人工数	0.24	0.18	0.22	
職員人件費	1,902	1,400	1,740	
嘱託等人件費	776	1,355	816	
合計 C(A+B)	2,753	2,801	2,660	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	2,753	2,801	2,660	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市民大会参加人数(成果を検証するための実態の把握が困難なため、活動指標を設定)					単位	人				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	405	27年度	420	28年度	360
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
会場の収容人数の問題から大幅な参加人数の増は難しいが、多数、参加している状況である。											

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民等の安全で平穏な生活の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、平成25年度に「尼崎市暴力団排除条例」を施行した。本市における全ての事務事業から暴力団を排除するため、同条例の趣旨等を職員はもとより、広く市民等に周知することが必要である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	暴力団排除条例の趣旨等に係る啓発事業等であることから、受益者負担の考え方は馴染まない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び他国との基準比較	県内全自治体において暴力団排除条例を制定している。
----------------	---------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	当該事業は、市が主導となって行う事業であるが、今後、事業を進める過程において、啓発業務等を受託できるような民間団体が現れ、その業務を実施できる条件・環境が整えば、可能な範囲について事業の委託化を検討する。																									
委託等の可能性																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	引き続き、市民、事業者、警察等と連携して施策を実施していく。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	今後とも暴力団と交際しない、暴力団を利用しない等の尼崎市暴力団排除条例の趣旨を庁内はもとより、市民に対して継続的に周知することが必要である。今後も引き続き市民、事業者、警察等と連携し、施策を推進していく。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	契約事務や公有財産事務において、その規則や要綱等の改正が行われた場合等に、暴力団排除要綱や手引書等の改正が必要である。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	犯罪被害者等支援事業費	IE16	事業分類	ソフト事業
根拠法令	犯罪被害者等基本法・尼崎市犯罪被害者等支援条例		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	10 総務費
事業開始年度	平成26年度		項	05 総務管理費
施策	13 生活安全		目	61 市民活動推進費

施策の展開方向	(13-1) 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組む。			
局	危機管理安全課	生活安全課	所属長名	仁尾 克己

①事業概要

事業実施趣旨	「尼崎市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等への支援はもとより、犯罪被害者等の置かれている状況についても市民の理解が増進されるよう周知に努め、犯罪被害者等の権利利益の保護を図る。
対象（誰を・何を）	犯罪被害者等、市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現し、市民の犯罪被害者等に関する理解を増進させる。
事業概要	平成27年7月に施行した「尼崎市犯罪被害者等支援条例」について、その趣旨を広く市民等へ周知を図るとともに、条例に基づく犯罪被害者等への各種支援策を実施する。
実施内容	<p>(1)「尼崎市犯罪被害者等支援条例」に基づく犯罪被害者の支援 平成27年7月に施行された「尼崎市犯罪被害者等支援条例」に基づき、以下のとおりの施策を実施した。</p> <p>①見舞金(遺族見舞金、重症病見舞金)の支給 ②家事援助 ③一時保育費用の助成 ④家賃助成 ⑤転居費用の助成 平成28年度は、遺族見舞金1件、重症病見舞金9件、家事援助1件、一時保育費用の助成1件、家賃助成2件、転居費用の助成1件の支援決定を行った。</p> <p>(2)公益社団法人ひょうご被害者支援センターが主催する電話相談員養成講座への職員派遣 日時：平成28年6月18日(土)及び平成28年7月2日(土) 場所：兵庫県民会館</p> <p>(3)犯罪被害者週間におけるパネル展示 日時：平成28年11月25日(金)から平成28年12月2日(金)まで 場所：市役所本庁北館1Fロビー</p>

②事業費

(単位：千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	111	1,556	2,670	
報償費	6	0	36	講演会講師謝礼
需用費	98	0	2	手続きに係る消耗品
委託料	0	0	90	家事援助委託
負担金補助及び交付金	0	1,550	2,531	見舞金等
その他	7	6	11	旅費、使用料及び賃借料
人件費 B	4,755	2,308	2,113	
職員人工数	0.60	0.27	0.27	
職員人件費	4,755	2,142	2,113	
嘱託等人件費	0	166	0	
合計 C(A+B)	4,866	3,864	4,783	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	4,866	3,864	4,783	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合							単位	%	
目標・実績	目標値	90	達成年度	29年度	26年度	58.5	27年度	58.8	28年度	53.8
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った									
犯罪被害者の方に寄り添った対応・支援を行っていくとともに、犯罪被害者等への支援に係る理解を深めてもらうためのパネル展示掲示等を実施した。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	犯罪被害者等基本法第5条において、犯罪被害者等への支援は「地方公共団体の責務」と規定されており、犯罪被害者等への支援は、市民の安全・安心を確保する上でも必要かつ有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	犯罪に遭われた方への支援事業であることから、受益者負担の考え方は馴染まない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	①兵庫県下における条例制定都市 神戸市、宝塚市、相生市、たつの市、赤穂市、丹波市、明石市、姫路市、篠山市、三木市、太子町、佐用町、尼崎市、西宮市、芦屋市、小野市、養父市、三田市、加古川市、上郡町(平成29年4月1日現在) ②兵庫県下における要綱等制定都市 宍粟市、淡路市
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	家事援助については、平成27年度から委託																								
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 犯罪被害者等に対する支援は、市主体で取り組むものである。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	平成28年度は、遺族見舞金1件、重症病見舞金9件、家事援助1件、一時保育費用の助成1件、家賃助成2件、転居費用の助成1件の支援決定を行った。引き続き、犯罪被害者の方に寄り添った対応・支援をしていく。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き、犯罪被害者等に対する早期の支援を行っていくとともに、犯罪被害者の被害の状況及び原因、犯罪等による被害が日常生活に及ぼした影響等に応じて、支援施策を適切に実施していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	防犯協会等補助金	IE17	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	防犯協会補助金交付要綱等		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	10 総務費
事業開始年度	平成16年度		項	05 総務管理費
施策	13 生活安全		目	61 市民活動推進費

施策の展開方向	(13-1) 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組む。		
局	危機管理安全局	課	生活安全課
所属長名	仁尾 克己		

①事業概要

事業実施趣旨	本市の街頭犯罪認知件数は、県内でも高水準で推移していることから、犯罪の抑止や防犯意識の普及啓発を行い、地域の安全・安心を確保した社会の実現を図っていくことが必要である。こうしたことから、地域において中心的に防犯活動を行っている防犯協会を支援し、連携した事業展開を図ることにより、より効果的な防犯対策を実施していく。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	広く市民に防犯意識の普及啓発を行い、市民一人ひとりが犯罪の未然防止に努めることにより、犯罪のない安心して暮らせる尼崎を目指す。
事業概要	防犯に係る関係団体等との連携の下、市民の防犯意識の高揚及び地域連帯活動の活性化を図るため、安全で安心して暮らせる地域づくりに繋がる普及啓発事業を推進する防犯協会へ補助を行う。
実施内容	(1)防犯協会補助金 市内にある防犯協会(尼崎中央・東・西・北防犯協会)に対して、防犯活動に係る支援を行うことにより、安全・安心な地域社会を形成する。主な活動内容としては、防犯街頭啓発キャンペーン、防犯研修会、広報紙の発行。 (2)地域安全尼崎市民大会補助金 尼崎市防犯連絡協議会が主催する「地域安全尼崎市民大会」に対し補助金を交付することによって、市民の防犯意識の高揚を図り、明るく健全な地域社会を形成するための活動支援を行う。地域安全尼崎市民大会では、講演会や防犯功労者表彰などを実施。

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	810	810	810	
負担金補助及び交付金	810	810	810	防犯協会・地域安全尼崎市民大会補助金
人件費 B	476	594	423	
職員人工数	0.06	0.05	0.05	
職員人件費	476	428	423	
嘱託等人件費	0	166	0	
合計 C(A+B)	1,286	1,404	1,233	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	1,286	1,404	1,233	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—(成果を検証するための指標の設定が困難なため)							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	—	27年度	—	28年度	—
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	市民の防犯意識の高揚及び地域防犯活動の強化を図るため、防犯協会に対する支援を行った。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本市では、近年、減少しているものの街頭犯罪認知件数が依然として高水準で推移していることから、引き続き、犯罪の抑止や防犯意識の普及啓発を行い、地域の安全・安心を確保した社会の実現を図っていくことが必要である。こうしたことから、地域において中心的に防犯活動を行っている防犯協会に対する支援を行い、連携した事業展開を図ることにより、より効果的な防犯対策を実施していく。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	各自治体の地域性や人口規模など各都市における犯罪状況が異なることから、単純に比較することは困難である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				
内容	補助金事業は、市が実施する事業であるため、市民との協働にはなじまない。																								

⑧総合評価

総合評価	維持	地域における安心・安全を確保するための防犯意識の普及啓発活動については、関係団体等と連携して、継続して行っていく必要があり、今後とも市が支援していく。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	地域の安全・安心を確保した社会の実現を図るため、地域防犯力向上事業、街頭犯罪防止講座、ひたくり撲滅運動などの事業について、関係団体等との連携をさらに強化するとともに、今後も粘り強く、普及啓発活動を支援していく必要がある。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	計量器検査関係事業費	731A	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	計量法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	35 商工費
事業開始年度	昭和27年度		項	05 商工費
施策	13 生活安全		目	20 計量検査費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	危機管理安全局	課	生活安全課
所属長名	仁尾 克己		

①事業概要

事業実施趣旨	適正な計量器を使用することにより、商取引の安全を確保し、消費者の保護を図る。		
対象(誰を・何を)	計量器使用事業者、市民		
求める成果(どのような状態にしたいか)	計量法に基づく検査等を実施することにより、商取引の安全を確保し、消費者の保護を図る。		
事業概要	適正な計量の実施を確保するため、商店・工場等において、取引又は証明に使用されている計量器について調査、立入検査及び計量士による検査の監督等を実施する。また、計量思想の普及・啓発を行う。		
実施内容	<p>(1)立入検査 &lt;平成28年度実績&gt;</p> <p>商品量目の立入検査 6店舗 448件</p> <p>特定計量器及び各種メーターへの立入検査 3事業所 1,020器</p> <p>(2)計量思想の普及啓発</p> <p>適正計量管理事業所への啓発ポスター配布 66事業所</p> <p>くらしいきいきフェア(11月開催分) (家庭用計量器の無料検査の実施等) 9件</p> <p>(3)その他</p> <p>適正計量管理事業所の年度末報告の受理 97事業所</p> <p>代検査事業所の年度末報告の受理 22事業所 79器</p> <p>(4)計量行政に関し、特定市相互間の緊密な連携を図り、適正な計量行政の実施を確保する。 (構成)</p> <p>計量法施行令(平成5年政令第329号)第4条の規定により指定された特定市(全国126市) (会議) 平成28年度 全国会議 東京都 関西地区会議 茨木市</p>		

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	145	150	166	
旅費	44	44	44	全国特定市計量行政協議会全国会議
需用費	101	106	104	計量関係事務用品等
負担金補助及び交付金			18	全国特定市計量行政協議会負担金 (平成29年度中事業計上の見直しにより中事業の本件負担金を統合)
人件費 B	5,555	5,377	9,265	
職員人工数	0.43	0.40	1.51	
職員人件費	3,408	3,228	8,619	
嘱託等人件費	2,147	2,149	646	
合計 C(A+B)	5,700	5,527	9,431	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他			7	計量器検査等手数料
一般財源	5,700	5,527	9,424	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	商品量目立入検査の合格割合							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	26年度	99.4	27年度	99.4	28年度	99.4

28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	検査対象となる特定計量器の立入検査を適宜実施している。
-----------------	---	-----------------------------

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。 (計量法に基づく検査等を行うことにより、商取引の安全を確保し消費者の保護を図るために必要な事務である。)	
---------	--	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	計量法第127条第3項に基づく検査を行った場合は、特定計量器を使用する事業所に対して、検査手数料の負担を求めている。 なお、本市も含め近隣特定市の検査手数料は同一である。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国等からの通知に基づき計量法第148条の規定に基づく事業所への立入検査を、他都市と同様に本市も実施している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	指導等を伴う立入検査については、計量法第148条に基づき市自らが実施すべき事務であり、委託等はできない事務である。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 計量法第148条に基づき市自らが行うべき事務である。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	適正な計量の実施を確保するため、商店・工場などにおいて、取引・証明に使用している計量器について、調査・立入検査及び計量士による検査の監督等を実施することは、法定事務であり今後も必要である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	計量器検査については、今後も引き続き計量法第148条に基づき実施する。なお、適正計量の重要性及び必要性を計量器使用事業者・市民に対して積極的に周知していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	消費生活相談事業費	741A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	消費者基本法第19条		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	35 商工費
事業開始年度	昭和45年度		項	05 商工費
施策	13 生活安全		目	25 消費生活センター費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。			
局	危機管理安全課	生活安全課	所属長名	仁尾 克己

①事業概要

事業実施趣旨	複雑多様化している商取引や消費者トラブルについて、専門の相談員が適切かつ迅速に対応することにより、消費者の権利と安全を守るとともに、商品の安全性の確保を図る。
対象(誰を・何を)	市民(消費者)
求める成果(どのような状態にしたいか)	消費者の権利と安全を守るため、消費者問題に関する苦情、問合せを受け、適切かつ迅速に対応し、問題解決を図る。
事業概要	消費者被害の未然防止及び救済を図るため、消費生活相談を実施する。
実施内容	消費者から訪問販売等に係る苦情の処理のあっせん等消費生活に関する相談を受ける。 消費者被害の未然防止及び救済事業として複雑多様化する消費者問題に関する苦情相談、問合せを受け、適切かつ迅速に対応することで自主交渉を支援し、問題解決を図る。 委託先 尼崎消費者協会 相談受付時間 9:00～12:00 13:00～16:00 相談員 3人 平成28年度相談件数 3,164件 (内訳) あっせん解決 330件 助言 1,816件 その他情報提供 797件 他機関紹介 48件 その他 173件

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	9,380	9,380	9,380	
委託料	9,380	9,380	9,380	相談業務委託
人件費 B	1,459	1,722	2,582	
職員人工数	0.12	0.11	0.22	
職員人件費	951	914	1,740	
嘱託等人件費	508	808	842	
合計 C(A+B)	10,839	11,102	11,962	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	10,839	11,102	11,962	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	消費生活相談件数(相談ごとに内容が違うので、成果を検証するための実態の把握が困難なため、活動指標を設定)					単位	件				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	3,494	27年度	3,427	28年度	3,164
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	複雑多様化する消費者問題に関する苦情、問合せに対し、適切かつ迅速に対応し一定の成果を上げた。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	消費者基本法第19条に基づき、地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん等に努める必要があり、複雑多様化する消費者問題に対し、適切かつ迅速に対応し一定の成果を上げており有効である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	消費者の権利と安全を守ることは行政の責務であり、受益者負担という観点は馴染まない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	相談窓口の体制については、週5日3人体制で行っており類似都市の西宮市、姫路市と比べても概ね同水準である。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	現在、尼崎消費者協会に委託している。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像				○		相談内容によっては、消費者問題から生活全般の問題まで広がる事例がある。他の機関等とのネットワークを作り連携を図ることにより、消費者被害の未然防止を図る。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	消費者基本法第19条に基づき、地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、相談員のレベルアップに努めると共に、賢い消費者の育成に努めなければならない。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	消費生活トラブルの多様化、高度化、悪質商法の巧妙化など、新たな消費生活問題に係る相談が多いことから、引き続き相談員等のレベルアップ等窓口業務の機能充実を図る必要がある。さらに、消費者のプライバシーに配慮しながら、民間も含めた他の機関との連携を強化していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	消費生活啓発事業費	741E	事業分類	ソフト事業
根拠法令	消費者基本法第17条第2項		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	35 商工費
事業開始年度	昭和45年度		項	05 商工費
施策	13 生活安全		目	25 消費生活センター費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	危機管理安全課	生活安全課	所属長名 仁尾 克己

①事業概要

事業実施趣旨	消費生活の基礎知識や消費者契約のトラブルについての啓発活動を行うことにより、消費者自らが正しい知識や判断力を身につけ、それらの情報を正しく理解し、適切に行動できるよう支援する。
対象（誰を・何を）	市民(消費者)
求める成果（どのような状態にしたいか）	消費者自らが正しい知識や判断力を身につけ、それらの情報を正しく理解し適切に行動できるようにする。
事業概要	消費者が健全な消費生活を営めるよう、消費生活に関する知識の普及に努め、消費者意識の向上を図る。
実施内容	消費者が、健全な消費生活を営むことができるよう、商品及びサービスなど消費生活に関する知識の普及に努め、消費者意識の向上を図る。(啓発業務を尼崎消費者協会に委託) <平成28年度実績> (1) 消費生活講座・・・7回実施 334人受講 (2) ぐらしの通信講座・・・74人修了 (3) ぐらしいきいき巡回講座・・・17回実施 536人受講 (4) ぐらしいきいきフェア(5月開催)・・・参加延べ人員 376人

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	4,020	4,140	4,140	
委託料	4,020	4,140	4,140	啓発業務委託
人件費 B	1,459	1,722	2,582	
職員人工数	0.12	0.11	0.22	
職員人件費	951	914	1,740	
嘱託等人件費	508	808	842	
合計 C(A+B)	5,479	5,862	6,722	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	5,479	5,862	6,722	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	消費生活講座参加者理解度(消費生活講座の参加者のアンケート回答者のうち、「理解できた」と回答した人の割合)						単位	%		
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	26年度	95.6	27年度	95.4	28年度	98.0
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
講座等を通じて消費生活の基礎知識や法律等の情報の提供に努めることにより、消費者自ら法律、規制等の変化並びに商取引方法や商品の多様化、複雑化に対応でき消費者の自立の支援に役立っているものとする。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	消費者基本法第17条第2項に基づき、地方公共団体は消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費生活に関する教育を充実する等施策を講ずるよう努めなければならない。また、消費生活相談員が啓発業務もを行っていることから、本市の消費生活相談の傾向に沿った形で各種講座を実施することができ、効率的に啓発ができていくものとする。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	地方公共団体は、消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるよう努める義務があり、受益者負担という観点は馴染まない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	啓発事業については、市によって手法、実施内容も様々であり、他都市と比較することは難しい。なお、本市では消費生活相談員が啓発業務も兼ねていることから、本市の実情にあった情報を講座に取り入れながら効果的な啓発業務を行っている。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	現在、尼崎消費者協会に委託している。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		消費生活啓発事業は、消費者問題に限らず生活全般にわたる支援が必要であり、他の機関等とのネットワークを広げての啓発活動が必要である。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	消費者の自立を支援するため、今後も年代や特性に応じた各種の講座を開催し、種々の情報提供を行っていく。また、消費生活相談員が啓発業務を兼ねることにより、本市の相談傾向に沿った形で講座を効果的に実施していく必要があり、一定の効果が上がっていることから今後も継続していく。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	高齢者を狙った悪徳商法の手口などが益々巧妙となり、相談を受けても被害の回復が困難な場合もあることから、消費生活相談による早期解決と啓発による未然防止の両輪で取り組んでいるところである。しかしながら、若年層を含めたインターネットトラブル、また、高齢者の消費生活トラブルが多発していることから、関係機関との連携を図るとともに、消費者教育にも積極的に取り組んでいく。
--------	--

# 平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	多重債務者対策関係事業費	7438	事業分類	ソフト事業
根拠法令	消費者基本法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	35 商工費
事業開始年度	平成20年度		項	05 商工費
施策	13 生活安全		目	25 消費生活センター費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。			
局	危機管理安全課	生活安全課	所属長名	仁尾 克己

## ①事業概要

事業実施趣旨	多重債務に悩む市民の問題解決と自立した生活の確保を図るため、相談窓口の整備、市民啓発の実施、相談員の資質の向上を図る。
対象 (誰を・何を)	市民(消費者)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	多重債務に悩む市民の問題解決と自立した生活の確保
事業概要	多重債務相談とともに、啓発事業等を実施する。
実施内容	<p>多重債務者対策の取組として、相談体制の充実を図るとともに、啓発事業の実施等を行った。</p> <p>(1)相談窓口体制の整備                  多重債務相談担当として消費生活相談員体制の充実                  消費生活相談のうち、多重債務相談について丁寧に債務等の聞き取りを行う。                  さらに、必要であれば弁護士や司法書士による多重債務等特別相談につなぐ。                  多重債務等特別相談 毎週火曜日午後1時30分～3時30分 ただし、第4火曜日は午後6時～8時                  &lt;平成28年度実績&gt;                  多重債務等特別相談 120件</p> <p>(2)啓発チラシの配布                  消費者フェスティバルや楽しいいきいきフェアといったイベント及び各講座等にて配布を行った。</p>

## ②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	2,379	2,276	2,332	
報償費	1,008	1,029	1,071	弁護士等報酬
需用費	137	0	13	用紙代等
委託料	1,234	1,247	1,248	相談業務委託
人件費 B	729	860	1,290	
職員人工数	0.06	0.06	0.11	
職員人件費	476	457	870	
嘱託等人件費	253	403	420	
合計 C(A+B)	3,108	3,136	3,622	
C 国庫支出金				
県支出金	1,008	1,029	1,071	消費者行政推進交付金等(補助率10/10)
市債				
その他				
一般財源	2,100	2,107	2,551	

## ③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	多重債務等特別相談件数(多重債務者の掘起こしができたかどうか、成果を検証するための実態の把握が困難なため、活動指標を設定)					単位	件				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	175	27年度	160	28年度	120

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	多重債務等相談者のうち必要に応じて、相談員や弁護士、司法書士による多重債務等特別相談を行うことで、問題解決の一助を成している。
-----------------	--	---

## ④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	多重債務者対策は、多重債務に陥った債務者を早期に相談窓口へ導き、弁護士等による相談により、多重債務解消のための支援等を行う事業であり必要かつ有効である。
---------	--

## ⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	多重債務者対策は、多重債務に陥った債務者を早期に相談窓口へ導き、弁護士等による相談により、多重債務解消のための支援等を行う事業であり、受益者負担という観点は馴染まない。
-----------------	--	--

## ⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	各自治体の地域性など各都市における多重債務状況が異なるが、本市も含め全体的に減少傾向にある。 なお、本市は平日の夜間等にも司法書士など法律の専門家による特別相談を行うなど多重債務相談に重点をおき、積極的な取組を引き続き行っているところである。
---------------	--

## ⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	多重債務相談については委託しており、これ以上は委託の余地がない。
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 きわめてプライバシーの高い事柄であるとともに、法律の問題や心の問題等専門性が高く協働の領域には馴染まない。

## ⑧総合評価

総合評価	維持	多重債務者対策は、多重債務に陥った債務者を早期に相談窓口へ導き、弁護士等による相談により多重債務解消のための支援等を行う事業であり、本市においては重要な施策であることから今後も必要である。
------	----	--

## ⑨改善の方向性

今後の改善策	多重債務等特別相談件数は減少傾向にあり、事業が効果的であると考えられることから、継続して実施していく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	消費者行政活性化事業費	7439	事業分類	ソフト事業
根拠法令	地方消費者行政活性化交付金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	35 商工費
事業開始年度	平成21年度		項	05 商工費
施策	13 生活安全		目	25 消費生活センター費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	危機管理安全課	生活安全課	所属長名 仁尾 克己

①事業概要

事業実施趣旨	消費者行政活性化のために消費者行政推進交付金等を活用して消費者被害の未然防止や被害拡大の防止の観点から、相談窓口の強化や各種啓発事業を実施し、消費者の権利の尊重と安全の確保を図る。
対象(誰を・何を)	市民(消費者)
求める成果(どのような状態にしたいか)	消費者行政の活性化
事業概要	消費者行政推進交付金等を活用することで、消費者行政の活性化を図る。
実施内容	消費者行政推進交付金等を活用することにより以下の事業を実施した。 (1)消費生活相談員等レベルアップ事業 国民生活センター実施の消費生活相談員研修に相談員が参加し、相談業務の向上に努める。 (2)地域社会における消費者問題解決力に関する事業 ・小中高生対象インターネット被害防止講座の実施(445人参加) ・消費者フェスティバルの開催(11月)(延べ427人参加) ・くらしの達人セミナーの実施(延べ144人参加) ・親子消費生活講座の実施(延べ119人参加) ・教職員向け消費生活セミナーの実施(46人参加)

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	6,449	6,220	6,515	
報償費	141	145	209	インターネット被害防止講座等謝礼
旅費	82	41	107	行政職員の国民生活センターへの派遣研修
需用費	1,814	1,585	1,748	小学生向け消費生活啓発パンフレットの購入
委託料	4,412	4,449	4,451	各種講座の委託料、イベントの開催
人件費 B	1,370	2,102	2,604	
職員人工数	0.06	0.06	0.11	
職員人件費	476	457	870	
嘱託等人件費	894	1,645	1,734	
合計 C(A+B)	7,819	8,322	9,119	
C 国庫支出金				
県支出金	6,449	6,220	6,515	消費者行政推進交付金等(補助率10/10)
市債				
その他				
一般財源	1,370	2,102	2,604	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	小中高生対象インターネット被害防止講座及び消費者フェスティバル参加者数(消費者行政の活性化の成果検証が困難なため、消費者フェスティバル等の参加者数を設定)					単位	人				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	1,629	27年度	1,889	28年度	1,181
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		消費者行政推進交付金等を活用して、世代や特性に応じた事業の展開が一定図ることができているものとする。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	消費生活相談窓口の機能強化等を図り、消費者行政の活性化を図るための消費者行政推進交付金等を活用した事業であり必要かつ有効である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	消費者行政を活性化するために消費者行政推進交付金等を原資とする事業の趣旨から、受益者負担という観点は馴染まない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他都市(西宮市、伊丹市、塚本市、三田市、川西市)と比較した時、本市は消費者行政推進交付金等をより積極的に活用し消費者行政の活性化が図られている。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	これまでも消費生活相談窓口PRパンフレットの全戸配布等、可能な部分については委託している。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 本事業は、市が企画して行う専門性の高い業務であり、協働の領域には馴染まない。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	平成21年度の事業実施以来、消費者行政推進交付金等を活用して様々な事業を実施しており、消費者行政の活性化に成果を上げているものと考えており、引き続き当該事業を実施する。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	消費者行政推進交付金等を活用した事業は、消費者行政の強化に必要な事業であり、消費者教育にも積極的に取り組みながら継続して実施していくこととする。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	市場活性化対策事業費	I01K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	15 地方卸売市場事業費
個別計画	—		款	05 地方市場費
事業開始年度	昭和63年度		項	05 市場管理費
施策	13 生活安全		目	05 市場総務費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	経済環境局	課	地方卸売市場
所属長名	玉井 健二郎		

①事業概要

事業実施趣旨	全国的に卸売市場における取扱数量が減少傾向にあるなか、当市場においては特に取扱数量の減少幅が大きいことから、取扱数量の回復に向けた取組を行う。
対象 (誰を・何を)	市場関係者・市民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市場の販路拡大や市場機能のPRを通じて、販売促進を積極的に展開し、市民の生鮮食料品等の安定供給に努める。
事業概要	市場の活性化を図るため、卸売業者、仲卸業者の集荷・販売力強化に対する支援事業を行うほか、買出人及び市民に対しては、市場だよりの発行、ホームページの更新等による市場PR等の事業を行う。
実施内容	<p>1 集荷・販売拡大事業支援金制度の創設 場内事業者の集荷・販売力強化に対する支援を行うものとして、平成28年度に創設した。 ＜平成28年度実績＞申請件数 4件、補助金交付額 2,867,000円</p> <p>2 市場フェスティバルの実施 小売業者や買出人に感謝するとともに、広く市民に対し、安全・安心な生鮮食料品等の安定的な供給を図る市場の役割・意義をPRすることを目的として実施している。 ＜平成28年度実績＞来場者数 約10,000人</p> <p>3 市場だよりの発行 市場の休開場日カレンダー及び市場利用をPRする「市場だよりの」を販仲間等の小売業者等に発送し、更なる市場利用の促進を図るもの。 ＜平成28年度実績＞年2回発送 6月約3,800通、12月約7,800通（発送先リストを更新し、発送先を拡充）</p> <p>4 市場開放フェアの実施 市場の機能と役割を市民にPRする目的で、毎月第一土曜日午前中に市場を開放している。 ＜平成28年度実績＞実施回数 12回、来場者数 7,035人</p> <p>5 市場独自のホームページの活用 市場の役割を消費者に対して発信することを目的に、市場独自でホームページを運営している。 ＜平成28年度実績＞ホームページ閲覧数 31,563件</p> <p>6 産地への出荷要請の実施（産地との信頼関係の構築を行い、市場への安定した出荷を目指すもの。） ＜平成28年度実績＞平成29年1月：北海道 平成29年2月：岩手</p> <p>7 市場見学会の実施（食品流通や生鮮食料品に対する知識の普及を目的に、小学3年生を中心に実施） ＜平成28年度実績＞見学団体数 22団体、1,873人</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	6,345	9,561	15,832	
旅費	133	161	140	出荷要請旅費
需用費	77	114		消耗品、印刷製本費
役務費	364	566	630	郵送料
委託料	5,741	2,402	1,809	ホームページ保守業務等
その他	30	6,318	13,253	報償費、負担金、工事請負費等
人件費 B	10,077	10,218	10,412	
職員人工数	1.17	1.17	1.20	
職員人件費	9,272	9,358	9,545	
嘱託等人件費	805	860	867	
合計 C(A+B)	16,422	19,779	26,244	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	6,345	9,561	15,832	市場使用料
一般財源	10,077	10,218	10,412	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	年間取扱数量 ※旧・青果部卸売業者が業務を行っていた平成24年度実績値	単位	トン
目標・実績	目標値 34,327	達成年度	29年度 26年度 35,651 27年度 34,126 28年度 32,492
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 市場フェスティバル及び市場開放フェアの実施、市場独自のホームページの活用、産地への出荷要請の実施により、目標値を概ね達成する結果となった。		

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	取扱数量の増加を図り市場の活性化につなげ、生鮮食料品の安定供給を図るために、事業者の支援、本市場のPR等の活性化事業を行っており、市場の運営にあたり必要な事業である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 本事業は、市が実施主体であり、場内事業者に対する支援及び市場のPRを行うもので、受益者に負担を求めるのは適正ではない。
-----------------	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他市場(神戸市、大阪市等)においても、市場で取り扱う生鮮食料品をPRする活性化対策事業について同様に様々な取組が実施されている。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無 市場フェスティバル、市場開放フェアの実施及びホームページの運用については、現在すでに委託を行っている。その他の業務については、市場開設者である市が関与、執行する事務であるため、委託は難しい。
委託等の可能性	
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像
内容	市が直接行うより効率的に実施できる事業については、委託を実施している。

⑧総合評価

総合評価	維持	各種活性化事業を実施することで市場の販売促進力の強化に取り組み、とりわけ、平成28年度に創設した集荷・販売拡大事業支援金制度は、取扱数量を増加すべく場内事業者の集荷・販売力の強化を支援する趣旨で実施したものである。今後は、さらなる安定供給に向けて、引き続き産地への出荷要請を継続実施するとともに、市場利用者となる買出人の利用促進による販路拡張等に注力する必要がある。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後の市場のあり方については、市場を取り巻く環境が大きく変化していることから、改めて市場施設の利用状況、市場会計の収支見直しなど、市場事業の分析、評価が必要である。取扱高増加に向け、集荷及び販路の拡大に資する取組を進めており、特に市場利用者である買出人の来場を促す取組を進めていく必要がある。また、これまで毎年実施してきた市場フェスティバルについては、平成29年度は開催せず、開催頻度を5年に1度程度に見直し、市場活性化に寄与するような工夫を加え実施する予定である。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	定期検査等委託事業費	731K	事業分類	法定事業
根拠法令	計量法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	35 商工費
事業開始年度	昭和62年度		項	05 商工費
施策	13 生活安全		目	20 計量検査費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	危機管理安全	課	生活安全課
所属長名	仁尾 克己		

①事業概要

事業実施趣旨	適正計量の確保を図るため、計量法に規定する特定市の事務として実施している。
対象 (誰を・何を)	計量器使用者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	適正な計量器を使用することにより、商取引の安全を確保する。また、計量器の適正使用及び適正かつ正確な計量の実施を確保することにより、消費者の保護を図る。
事業概要	取引又は証明に記載されている計量器の適正使用に関する啓発業務及び定期検査を委託する。
実施内容	委託先 一般社団法人兵庫県計量協会(指定定期検査機関) 計量法に基づく定期検査は、全市を東部(小田・立花・園田)と西部(中央・大庄・武庫)に分けて隔年に巡回し、検査を実施している(奇数年度:市内東部、偶数年度:市内西部)。 <平成28年度実績(西部)> 巡回戸数 476戸 検査戸数 402戸 検査器数 1,182器 合格器数 1,175器 不合格器数 7器

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	4,851	5,221	4,948	
委託料	4,851	5,221	4,948	定期検査等委託
人件費 B	555	916	1,595	
職員人工数	0.07	0.07	0.27	
職員人件費	555	543	1,503	
嘱託等人件費		373	92	
合計 C(A+B)	5,406	6,137	6,543	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	5,406	6,137	6,543	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	施設維持管理事業費	7431	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立消費生活センターの設置及び管理に関する条例		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	35 商工費
事業開始年度	昭和45年度		項	05 商工費
施策	13 生活安全		目	25 消費生活センター費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	危機管理安全	課	生活安全課
所属長名	仁尾 克己		

①事業概要

事業実施趣旨	消費生活センターの施設維持管理
対象 (誰を・何を)	消費生活センター
求める成果 (どのような状態にしたいか)	消費生活センターの維持管理を適切に実施することで、市民サービスの向上を図る。
事業概要	消費生活センターの施設維持管理経費
実施内容	女性・勤労婦人センターは指定管理者制度を導入しているが、同センターと消費生活センターは、複合施設であるため、施設維持管理委託及び光熱水費については、面積按分し支払額の1/3を指定管理者に委託料として支出している。 (1)委託先 特定非営利活動法人 男女共同参画ネット尼崎 (2)委託内容 清掃業務、警備業務、自家用電気工作物保守管理業務、消防用設備等保守点検業務、冷暖房設備等保守点検業務、塵芥搬送業務、エレベーター保守点検業務、自動扉保守点検業務、防火対象物定期点検業務、受水槽清掃点検業務、簡易専用水道定期検査業務、館内害虫駆除業務

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	5,782	5,782	5,782	
委託料	5,782	5,782	5,782	施設維持管理委託
人件費 B	79	173	172	
職員人工数	0.01	0.01	0.01	
職員人件費	79	80	80	
嘱託等人件費		93	92	
合計 C(A+B)	5,861	5,955	5,954	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	32	13	13	消費生活センター電気料等実費弁償金
財源内訳 一般財源	5,829	5,942	5,941	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	施設整備事業費	1021	事業分類	ハード事業
根拠法令	—		会計	15 地方卸売市場事業費
個別計画	—		款	05 地方市場費
事業開始年度	昭和28年度		項	05 市場管理費
施策	13 生活安全		目	05 市場総務費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	経済環境局	課	地方卸売市場
所属長名	玉井 健二朗		

①事業概要

事業実施趣旨	市場施設の多くが昭和42年に完成したもので、完成以後増改築を繰り返してきたが、全体的に老朽化が進んでおり、小規模の維持補修では対応が困難な建物・設備について、必要な改善整備工事を実施することで、市場の機能の維持を図り、適正かつ健全な市場運営の確保を行う。
対象 (誰を・何を)	市場施設
求める成果 (どのような状態にしたいか)	生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、市場の適正かつ健全な運営を確保する。
事業概要	老朽化した市場施設の改修等を実施し、市場機能の維持及び充実を図る。
実施内容	施設を維持するにあたり、必要な機能の保持を目的とした補修の実施 <平成28年度実績> 1. 管理棟2階屋上防水工事 2. 集中検針装置改修工事

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	39,848	27,057	6,685	
需用費	23	3	18	
工事請負費	39,825	27,054	6,667	
人件費 B	2,615	2,639	2,704	
職員人工数	0.33	0.33	0.34	
職員人件費	2,615	2,639	2,704	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	42,463	29,696	9,389	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	9,398			市場使用料等
財源内訳	33,065	29,696	9,389	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	施設維持管理事業費	102K	事業分類	施設管理運営
根拠法令	—		会計	15 地方卸売市場事業費
個別計画	—		款	05 地方市場費
事業開始年度	昭和28年度		項	05 市場管理費
施策	13 生活安全		目	05 市場総務費

施策の展開方向	(13-2) 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進める。		
局	経済環境局	課	地方卸売市場
所属長名	玉井 健二朗		

①事業概要

事業実施趣旨	市場施設の多くが昭和42年に完成した施設であり、老朽化が進んでいるが、必要な施設の維持管理を実施し、市場機能の維持を図り、適正かつ健全な市場運営の確保を行う。
対象 (誰を・何を)	市場施設
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市場施設の維持管理を行うことで、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、市場の適正かつ健全な運営を確保する。
事業概要	効果的、効率的な施設運営を図り、管理運営経費の節減を図る。
実施内容	1 実施概要 直営管理 2 施設概要 ・現在地における業務開始日 昭和42年10月2日 ・敷地面積 63,202㎡ ・建築延面積 47,305㎡ ・主な施設 卸売場、低温卸売場、仲卸売場、指定事業所、関連事業所等 3 主な事業内容 ・維持管理にかかる各種委託業務の実施 保安警備業務、塵芥搬送業務、清掃業務、管理運営業務、消防設備点検業務など ・維持補修にかかる小規模修繕の実施

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	194,702	192,496	235,434	
需用費	115,642	106,234	116,558	
役務費	748	703	617	
委託料	71,704	77,766	111,452	
使用料及び賃借料	4,817	5,117	5,307	
工事請負費	1,791	2,676	1,500	
人件費 B	11,412	11,517	10,420	
職員人工数	1.44	1.44	1.31	
職員人件費	11,412	11,517	10,420	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	206,114	204,013	245,854	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	194,702	192,496	235,434	市場使用料等
財源内訳	11,412	11,517	10,420	